

(公社) 全国私立保育園連盟
キッズガードご加入の皆様へ

AIG 損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関するキッズガードの商品改定のご案内

1. 改定内容について

キッズガードの全プラン（Tプラン、Aプラン、Bプラン、Mプラン）について、以下の通り補償対象となる感染症の範囲を拡大し、**新型コロナウイルス感染症を補償対象とします。**

入院保険金日額、通院保険金日額、後遺障害保険金が上記改定の対象です。

病気死亡見舞金（葬祭費用保険金）は従来から補償しております。

現行（改定前）	改定後
感染症法 ^(※1) における一類感染症、二類感染症または三類感染症が補償対象	感染症法 ^(※1) における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、「 新型コロナウイルス感染症 」 ^(※2) についても補償対象

(※1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。

(※2) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）」第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。

注）**病気補償**のあるプランは、「新型コロナウイルス感染症」について補償しております。

2. 補償適用について

2020年7月31日より実施します。

3. 補償対象について

①2020年7月31日以降に発病(PCR検査等で感染確定)された場合が補償対象となります。

②発病(PCR検査等で陽性確定)し、治療の為に入院が必要にもかかわらず、医療機関・医師の指示に基づき臨時施設または自宅で入院と同等の療養をした場合、入院の場合と同様にお支払します。

ただし、新規契約の場合は保険期間の初日（中途付帯の場合は特定感染症危険支払特約をセットした日）からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできません。

4. 追加保険料・契約内容変更手続きについて

今般の補償拡大に伴い、追加保険料のお支払いや契約内容変更の手続きの必要はありません。

自動的に補償の対象となります。

- 改定後の約款につきましては、弊社ホームページ (<https://www.aig.co.jp/sonpo>) をご確認ください、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
- 本対応のほか、このたびの新型コロナウイルスに関連した情報は、弊社ホームページ (<https://www.aig.co.jp/sonpo>) に詳しく掲載しております。